

青森県報

第二千六百二十七号

平成十八年
五月十五日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) ……一

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

公 安 委 員 会

警備員指導教育責任者講習(特例措置講習)の実施……………(生 活 安 全 課) ……三

警備員等の検定の実施……………(同) ……四

告 示

青森県告示第四百二十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者
居宅サービスの種類
居宅サービス事業を行う事業所
指定

青森県告示第四百二十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者
居宅介護支援事業を行う事業所
指定

名称	主たる事務所の所在地又は住所	種類	名称	所在地	年月日
名又氏は名	住所				
有 限 会 社 ア ス ト	弘前市大字城 東四丁目一六 の三	訪問看護	訪問看護ステ ーションアシス ト	弘前市大字川 先三丁目四の 五	平成 一六・四・一 四
ケ ア パ ー ト ナ ー 株 式 会 社	東京都港区港 南二丁目一六 の一	通所介護	ケ ア パ ー ト ナ ー 弘 前	弘前市大字向 外瀬三丁目二 の四	"
有 限 会 社 グ グ ド ン	青森市本町二 丁目一の一四	訪問介護	ヘルパーステ ーションググド ン	青森市大字四 ツ石字里見ツ ツベルグー一 〇七	一六・四・三 五
株 式 会 社 町 田 ア ン ド 町 田 商 会	弘前市大字境 関字西田二八 の一	特定福祉 用具販売	サカ工業局五 所川原	五所川原市弥 生町一八の八	"
有 限 会 社 ほ っ と ケ ア サ ー ビ ス	青森市大字駒 込字月見野二 九九の三八三	訪問介護	有 限 会 社 ほ っ と ケ ア サ ー ビ ス	青森市浜館二 丁目二の〇 サニープラザ 一〇一〇号	"
社 会 福 祉 会 法 人 柏 友	つがる市柏桑 野木田若宮二 五五の一	通所介護	デイサービスセ ンターはなさき	つがる市柏下 古川花崎一 二の二	"
東 北 化 学 薬 品 株 式 会 社	弘前市大字神 一田一丁目三 の三	特定福祉 用具販売	東 北 化 学 薬 品 株 式 会 社 八 戸 支 店	八戸市沼館一 丁目一五の三	一六・四・一 六

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 月 日
ケアパートナー株式会社	東京都港区港南二丁目一六の一	ケアパートナー弘前	弘前市大字向外瀬三丁目二の四	平成一六・四・二四
有限会社北日本ネットワークサービス	青森市長島二丁目一〇の四第二新藤ビル三階	介護支援事業所北日本ネットワークサービス	青森市長島二丁目一〇の四第二新藤ビル三階	一六・四・二五
有限会社ケアライン	青森市沖館五丁目一五の三二	居宅介護支援事業所ケアライン	青森市沖館五丁目一五の二六	"
有限会社サンライズ	八戸市沼館二丁目三三の五	八戸介護相談センター	八戸市沼館二丁目三三の五	一六・四・二六

青森県告示第四百二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名 称 又は氏名	所在地又は住所	名 称	所在地	年 月 日
有限会社アシスト	弘前市大字城東四丁目一六の三	訪問看護ステーションアシスト	弘前市大字川先三丁目四の五	平成一六・四・二四
ケアパートナー株式会社	東京都港区港南二丁目一六の一	ケアパートナー弘前	弘前市大字向外瀬三丁目二の四	"
株式会社田アンド町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	特定介護福祉社用器具販売	五所川原市弥生町一八の八	一六・四・二五
社会福祉法人聖康会	弘前市大字独狐字山辺一八三	介護予防施設	青森市大字小橋字田川二六の六	"

社会福祉法	社会福祉法	社会福祉法	社会福祉法	医療法人会	医療法人会	医療法人会	東北化学薬品株式会社	社会福祉法	有限会社ケアライン	社会福祉法	有限会社ほつとケアサービス	株式会社ツクイ	
弘前市大字福村新館添五〇	弘前市大字福村八字新館添五〇	弘前市大字小比内一丁目八の六	弘前市大字小比内一丁目八の六	十和田市穂並町一の五	上北郡野辺地町の野辺地一五〇	上北郡野辺地町の野辺地一五〇	弘前市大字神田一丁目三の一	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五七	十和田市東三番町三〇の二六	つがる市柏桑野木田若宮二五五	青森市大字駒込字月野二九九	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六の六	
介護予防	通所介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	通所介護	通所介護	特定介護福祉用具販売	通所介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	通所介護	
ことぶき荘ホームヘル	ことぶき荘	訪問介護ステーション	訪問介護	十和田市穂並町一の五	川上クリニックス	川上クリニックス	東北化学薬品株式会社八戸支店	白寿の郷サービスセンター	ケアライン	デイサービスはなさき	有限会社ほつとケアサービス	ツクイ青森浜館	こばし
弘前市大字福村新館添五〇	弘前市大字福村八字新館添五〇	弘前市大字小比内一丁目八の六	弘前市大字小比内一丁目八の六	十和田市穂並町一の五	上北郡野辺地町の野辺地一五〇	上北郡野辺地町の野辺地一五〇	八戸市沼館一丁目一五の三	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原六一の二	十和田市東三番町三〇の二六	つがる市柏下古川花崎一〇二	青森市浜館二丁目二の〇	青森市浜館二丁目一三の七	〇
"	"	"	"	"	"	"	一六・四・二六	"	"	"	"	"	

人一葉会	八	訪問介護 事業所	ブサービ ス	八	
株式会社 介護サポ ート	弘前市大 字富田 三丁目八 の二〇	介護予 防	介護サ ポート 訪問シ ョ	弘前市大 字川先 一丁目六 の一〇	"
株式会社 介護サポ ート	弘前市大 字富田 三丁目八 の二〇	介護予 防	デイサ ービ ス孔雀 庵	弘前市大 字富田 三丁目八 の七	"
株式会社 介護サポ ート	弘前市大 字富田 三丁目八 の二〇	介護予 防	富田町 デイ サービス センター	弘前市大 字富田 一六三	"
株式会社 介護サポ ート	弘前市大 字富田 三丁目八 の二〇	介護予 防	スアサ の	平川市 町居西 田一一 の一	"
社会福祉 法人一葉 会	弘前市大 字福村 八字新 館添五 〇の	介護予 防 短期入 所生活 介護	特別養 護老 人ホー ム福 寿園	弘前市大 字福村 八字新 館添五 〇の	一六 号一

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十四号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年国家公安委員会規則第十八号）附則第一条の規定に基づき、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）による改正前の警備業法第十一条の第三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者に対する警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号、以下「講習規則」という。）（第一条の規定により公示する。）

平成十八年五月十五日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間	実施時間
法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る特例措置講習	平成十八年七月二十四日（月）から同月二十六日（水）までの三日間	午前九時から午後四時まで
警備業法（昭和四十七年法律第七十七号）以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習	平成十八年六月十九日（月）から同月二十二日（木）までの四日間	午前九時から午後四時五十五分まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

各講習五十人（予定）

四 受講対象者

旧資格者証を有する者であつて、現に本特例措置講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者若しくは選任される予定の者

五 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習	平成十八年五月三十日（火）から同年六月五日（月）までの間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する行政機関の休日を除く。）	午前九時から午後五時までの間
法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る特例措置講習	平成十八年六月十二日（月）から同月十六日（金）までの間	午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

次に掲げる区分により申請すること。

- (一) 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
- (二) 青森県外に住所地を有する者は、青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通に、旧資格者証の写しを添付すること。

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

- (一) 法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習 二万三千元
 - (二) 法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る特例措置講習 一万四千元
- 六 講習受付時間
講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

八 受講申込みに関する問い合わせ先

- 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五
- 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第四十五号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平

成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成十八年五月十五日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成十八年八月二十一日（月） 午前九時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第三号に規定する雑踏警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所地を有する者

2 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

1 方法
検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容
(一) 学科試験
(1) 警備業務に関する基本的な事項
(2) 法令に関すること。
(3) 雑踏の整理に関すること。
(4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

(1) 雑踏の整理に関すること。
(2) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措

六 置に関すること。
検定申請の手續き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成十八年六月十二日(月)から同年七月十四日(金)までの間(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する行政機関の休日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請書の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)

(二) 青森県外に住所地を有する者で青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

5 受講手数料

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

七 検定受付時間
一万三千円の青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。
当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭